

平成 29 年 10 月 3 日

各 位

会社名 株式会社新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

自然災害時債務免除特約付住宅ローンの取り扱い開始について

～ 自宅が自然災害に罹災した場合、最大 24 ヶ月分の住宅ローン返済相当額を免除する
「パワースmart住宅ローン 安心パック S」の取り扱いを平成 29 年 10 月 2 日(月)から開始 ～

当行は、自然災害時債務免除特約のついた「パワースmart住宅ローン 安心パック S(エス)」(以下「安心パック S」)の取り扱いを、平成 29 年 10 月 2 日(月)から開始いたしました。ご自宅が自然災害に罹災した場合、お客さまからのお電話一本で、出費がかさむ罹災直後から債務免除を開始することで、お客さまの早期の生活再建を支援いたします。

安心パック S は、スイス損害保険会社(スイス・リー・インターナショナル・エスイー)とマーシュ ジャパン株式会社が共同で設計・開発した損害保険プログラムを活用し、地震や台風、津波などの災害でお客さまのご自宅が罹災した場合、お客さまからのお電話による連絡で、当月または次の月から約定返済を免除^{※1}するのが特長です。約定返済の免除期間は、自治体から後日発行される罹災証明書に記載の罹災の程度により決定し、全壊(全焼・全流出を含む)の場合は 24 回分、大規模半壊の場合は 12 回分、半壊(半焼を含む)の場合は 6 回分です。なお、債務免除の保険料は当行が負担いたしますので、借入金利の上乗せなど、お客さまによる保険料相当の負担はありません^{※2}。(商品の概要は下記をご参照ください。)

近年、東日本大震災、熊本地震といった地震災害の他にも、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨、本年 7 月に発生した九州北部豪雨などにより、多くの住宅が甚大な被害を受けています。内閣府の調査^{※3}によると、罹災後に支出が増加したものとして、「食料日用雑貨の購入」が 68.7%、「住居費(家賃等(ローン除く))」が 29.2%にのぼります。このように罹災時には、生活再建のための資金がすぐに必要であり、当行では、家計において一定の負担となる住宅ローン返済のいち早い免除が、早期の生活再建の支援につながるものと考えております。

当行では、家計の収支や健康状態の変化などの生活変動リスクに備える住宅ローンとして、月々の返済金額をコントロールできる機能(コントロール返済)と、所定の要介護状態に備える保険(団体信用介護保障保険)のついた「パワースmart住宅ローン 安心パック」(以下「安心パック」)の取り扱いを平成 24 年 12 月に開始しております。また、平成 26 年 1 月に取り扱いを開始した「パワースmart住宅ローン 安心パック W(ダブル)」では、安心パックのサービス内容に加え、病児保育サービス、家事代行・ハウスクリーニングサービスを付帯し、共働き世帯を支援するサービスを展開してまいりました。今般の安心パック S の取り扱い開始により、近時発生が続いている自然災害に備えたいというお客さまのニーズにお応えしてまいります。

※1 所定の期限までに罹災証明書のご提出がない等の場合、本特約に基づく債務免除の効力が遡って失われることがあります。その場合、約定返済期限が到来している分の金額を直ちにお支払いいただくことがあります。

※2 所定の事務取扱手数料(162,000 円)がかかります。

※3 内閣府「平成 27 年度被災者生活再建支援法関連調査報告書」による。

以 上

【「パワースmart住宅ローン 安心パック S」のサービス概要】

「パワースmart住宅ローン安心パック S」とは、パワースmart住宅ローンに、「団体信用介護保障保険」、「元金据置サービス」、および自然災害時に住宅ローン債務の一部を免除する特約を付帯した商品です。

パワースmart住宅ローンの商品内容につきましては、「<パワースmart住宅ローン>商品説明書」および「お客様ご説明資料(パワースmart住宅ローン補足商品説明書)」をご参照ください。

1. お申し込みいただける方

「<パワースmart住宅ローン>商品説明書」記載のお申込条件を満たす方で、かつ、以下の条件を満たされるお客さまに限り、お申し込みいただけます。

- 団体信用介護保障保険への加入資格を有すること。

また、お借入条件につき、以下の条件を満たす必要がございます。

- 借入金額 1,500 万円以上、かつ借入期間 25 年以上であること
- 資金使途が「新築戸建住宅の購入資金」または「戸建住宅の新築資金」であること
- 「当初固定金利タイプ」のうち 12 年固定以上の金利タイプをお選びいただくこと、または、「長期固定金利タイプ」をお選びいただくこと(「変動金利(半年型)タイプ」および「当初固定金利タイプ(1 年、3 年、5 年、7 年、10 年固定)」はお選びいただけません。)
- 生活貸越サービス(通称「パワー ポケットサービス」)および半年毎増額返済(ボーナス返済)を設定しないこと。

2. 団体信用介護保障保険(通称「安心保障付団信」)

● 安心保障付団信は、被保険者となるお客さまが所定の要介護状態になった場合に、保険会社より保険契約者である当行に住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、当該保険金を住宅ローンの弁済に充当するものです。なお、安心保障付団信の保険料は当行が負担します。

- 安心保障付団信の加入申込には保険会社所定の審査があり、ご加入いただけない場合がございます。

3. 元金据置サービス(通称「コントロール返済」)

● コントロール返済は、一部繰上返済を行ったことにより返済期間が当初の予定より短縮した場合、短縮した返済期間の範囲内で元本返済を据え置き、月々の支払いを利息支払いのみに行うことができるサービスです。サービスの詳細は、「お客様ご説明資料(パワースmart住宅ローン安心パック S 補足特約説明書)」にてご確認ください。

4. 債務免除特約

● 債務免除特約は、住宅ローン実行後 10 年間、当行住宅ローンの融資対象建物が、銀行所定の地震等の自然災害により半壊以上の被害を受けた場合に、お客さまからの一定期間内のお申出により、一回限りで、住宅ローン債務の一部を免除するものです。債務免除特約により免除される住宅ローン債務の範囲は、お申出後にお客さまにご提出いただく市区町村発行の罹災証明書において認定された罹災の程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」)に応じ、6~24 カ月となります。(*)

● お客さまからのお申出により債務免除特約に基づく住宅ローン債務の一部が免除された場合であっても、その後に罹災証明書が発行されない、所定の期限までに罹災証明書のご提出がない等の場合には、債務免除特約に基づく債務免除の効力が遡って失われ、約定返済期限が到来している分の金額を直にお支払いいただく場合がございます。

● 債務免除特約に基づく免除は、当行がスイス・リー・インターナショナル・エスイー(以下「保険会社」との間で締結する保険契約(以下「保険契約」)を前提とするため、債務免除特約により住宅ローン債務の一部が免除された場合であっても、保険契約の定め、または保険会社の経営破綻や業務撤退その他の事由により保険金が当行に支払われない場合には、債務免除特約に基づく免除の効力が遡って失われ、約定返済期限が到来している分の金額を直にお支払いいただく場合がございます。また、保険会社の経営破綻や業務撤退その他の理由により、保険契約を継続できない場合または債務免除特約の継続、維持が困難となった場合には、債務免除特約が失効する場合がございます。

(*) 債務免除特約のお申出にあたっては、所定の条件を満たす必要がございます。条件につきましては、「お客様ご説明資料(パワースmart住宅ローン安心パック S 補足特約説明書)」をご参照ください。

5. 手数料等

● 事務取扱手数料として、ご融資実行時に、パワースmart住宅ローンの事務取扱手数料と合わせて、162,000 円(消費税込み)をお支払いいただきます。

6. 注意事項

● 各手数料は平成 29 年 10 月 2 日現在のもので、将来見直され変更になる場合もありますので、ご了承ください。

● 詳細は、新生銀行ウェブサイト(www.shinseibank.com)および「お客様ご説明資料(パワースmart住宅ローン安心パック S 補足特約説明書)」にてご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、新生パワーコール(住宅ローン専用)【TEL 0120-456-515<9 時~19 時/平日・土日・祝日も受け付けております(年末年始の休業日を除く)>】までご照会ください。